

対象年度	令和 3年度							総合計画実施計画策定及び行政評価シート			
事務事業名	空き家対策事業（空家等解体費補助金）						予算事業名	空家等対策事業費			
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	空家等対策の推進に関する特別措置法 結城市空家等対策推進条例		
			04	01	06	6101					
総合計画体系	2安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)						事業の区分	主要事業			
	2-2ゆとりある住みよいまちづくり(住環境)										
	②良好な住環境の形成						担当課係等	生活環境課			
事業期間	新規（令和3年度～ 年度）							環境保全係			
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】						【事業開始のきっかけや他市の状況など】					
管理状況の悪い空家等の件数を減らし、地域市民の生活環境の保全を図る。						平成25年に結城市空家等の適正管理に関する条例を制定し、その後平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行された。他市では法との整合性を図るための条例の改正、法に基づく対策計画の策定や協議会を行っている。					
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】						【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】					
空家等の実態調査及び市民からの情報提供等により、現在（5月31日時点）297件の空家等を把握している状況である。その中でも、特に管理状況の悪い空家等については、所有者又は管理者に対し、適正な管理をしてもらうよう助言及び指導等を行っている。今後法律の勧告等の対象となる、「特定空家等」に該当する空家等が出てくる可能性もあり、市内で管理不全となっている空家等の解消を目的に対象となる空家の解体に対して補助金を交付する。						空家等の所有者又は管理者					
						【事業をとりまく環境の変化】					
						令和2年2月に結城市空家等対策協議会を設置し、今後は法に基づく対策計画の策定について担当部署である都市計画課と連携して進める予定。					
【令和3年度 事業内容】				【令和4年度 事業内容】				【令和5年度 事業内容】			
市内で管理不全となっている特定空家等及び特定空家になるおそれのある空家等の解体に対して補助金を交付する。補助対象費用の2分の1かつ上限が50万円				市内で管理不全となっている特定空家等及び特定空家になるおそれのある空家等の解体に対して補助金を交付する。補助対象費用の2分の1かつ上限が50万円				市内で管理不全となっている特定空家等及び特定空家になるおそれのある空家等の解体に対して補助金を交付する。補助対象費用の2分の1かつ上限が50万円			

■事業費

		R01年度	R02年度			
財源内訳	国庫支出金	0	0			
	県支出金	0	0			
	地方債	0	0			
	その他	0	0			
	一般財源	0	0			
歳入計（千円）		0	0			
歳出内訳	節（番号＋名称）	金額（千円）	金額（千円）			
歳出計（千円）（A）		0	0			
伸び率（％）						
備考	総合計画 ページ 予算書 ページ					

新規事業事前評価シート

■指標

種類	指標名	単位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	助言及び指導件数	件	目標	0.00	0.00	20.00
	管理不全な空家等に対して助言及び指導を行う。		実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	空き家等の改善及び解体	件	目標	0.00	0.00	10.00
	管理不全の空家等を改善（立木剪定・雑草除草等）及び解体させる。		実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	今後少子高齢化が進み、空家等が増えることが予想される。また、国や市民の関心も高いことから必要な事業と考えられる。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	法律では市が実施主体となっている。また、法律により固定資産税情報を閲覧できるのは市だけである。
	手段の妥当性	A 妥当である	助言及び指導は直接訪問することで進展することが多いが、解体費補助金は空家対策を一層推進するために有効である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	解体費補助金の申請者は解体費用の2分の1以上の負担が必要である。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	市内全域の管理不全な空家等が助言及び指導対象であるが、解体費補助金については、申請者に偏っている。
有効性	成果向上の余地		
進捗度	事業の進捗		

総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください

対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか

特定空家等の判断基準を作成し、法に基づく行政指導が行える体制にする。
市内で管理不全となっている特定空家等や特定空家になるおそれのある空家等の解体に対して補助金を交付し、空家等の解体を促進する。

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
 縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

方向性の具体的内容

空家に係る部署と情報交換など連携しながら進めていく。管理不全な空家の所有者等に対して、助言、指導等を地道に行い、自発的な改善を促すとともに、空家等解体費補助金を活用して、管理不全の空家等の解体を推進する。

2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
 縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入）

上記評価のとおり。